

公告式条例

（昭和53年 7月 1日 条例第1号）

改正 昭和57年3月31日条例第1号

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づき、北空知広域水道企業団（以下「企業団」という。）の条例及び規則の公布並びに企業長及び企業団の他の機関の定める規則及び規程の公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（条例の公布）

第2条 企業団の条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び公布の年月日を記入して、その末尾に企業長が署名しなければならない。

2 企業団の条例の公布は、企業団の事務所の前に設置する掲示場に掲示してこれを行う。ただし、企業長が必要と認めた場合は、深川市、沼田町、秩父別町、北竜町、及び妹背牛町の公報に登載してこれにかえることができる。

（規則の公布）

第3条 前条の規定は、企業団の規則にこれを準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第4条 前条の規定を除くほか、企業長及び企業団のその他の機関の定める規則及び規程で公表を要するものについては、第2条の規定を準用する。この場合において第2条中「企業長」とあるのは、「企業長又は企業団のその他の機関を代表する者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。